

株 主 各 位

兵庫県尼崎市西高洲町9番地

アマテイ株式会社

代表取締役社長 藪内 茂行

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

敬 具

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2021年6月25日（金曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

記

1. 日 時 2021年6月28日（月曜日） 午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 兵庫県尼崎市西高洲町9番地 当会社 1階会議室
（ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項
報 告 事 項 1. 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第80期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 新型コロナウイルス感染症の対策として、マスクの着用をお願いいたします。着用されない場合は、ご出席をお断りする場合がございます。
- ◎ 来場された株主様が体調不良と見受けられた場合、ご出席をお断りする場合がございます。
- ◎ その他、総会日時点において必要な新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じてまいります。
- ◎ 当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきます。何卒ご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.amatei.co.jp/>）に掲載させていただきます。
- ◎ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては法令及び定款第13条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.amatei.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - 連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書・連結注記表
 - 計算書類のうち株主資本等変動計算書・個別注記表

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、国内外の経済活動は停滞し、企業収益が減少し景気に大きな影響を受けました。新型コロナウイルスの一次感染が下火になると一時的に個人消費が上向き、輸出等経済活動は持ち直したものの、第二波・三波の感染により、再び景気回復は鈍化し、感染力の強いと言われる変異種の拡大などで、先行き不透明な状況が依然として続いております。

このような事業環境のなか、当社グループ(当社及び連結子会社)の主たる事業である建設・梱包向のうち建設向は、2020年度の新設住宅着工戸数は81.2万戸(前年度88.4万戸、8.1%減)と利用関係区分で、貸家(賃貸住宅)や一戸建て住宅が、賃貸住宅の施工不良問題、消費増税および少子化等による慢性的需要減少に、新型コロナウイルスの感染拡大が追い打ちをかけ、大幅な需要の減少となりました。一方、電気・輸送機器向は、自動車メーカーの操業停止や輸出の落ち込みにより、ネジの需要も大幅に減少しましたが、秋口以降緩やかに回復いたしました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、4,401百万円(前年度5,438百万円、19.1%減)となりました。その内訳は、建設・梱包向は846百万円減(19.9%減)、電気・輸送機器向は191百万円減(16.0%減)であります。売上総利益は、売上高の大幅な減収により160百万円の減益となりましたが、売上総利益率は17.3%と前連結会計年度と比べ、雇用調整助成金を活用し、生産量を減産し、製造コストを圧縮したため、0.4%改善しました。営業利益は、販売量の減少による運賃コストや営業活動費の低減等により、販売費及び一般管理費は前連結会計年度に比べ141百万円(16.3%減)減少したものの30百万円(前年度48百万円、37.9%減)となりました。経常利益は、17百万円(前年度36百万円、51.3%減)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、投資有価証券売却益6百万円を特別利益として計上し、税金費用として、法人税、住民税及び事業税が11百万円、法人税等調整額が3百万円であったことにより、4百万円(前年度23百万円の損失)となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別業績は次のとおりであります。

(建設・梱包向)

建設・梱包向セグメントは、釘を多く使用する2×4等の木造の住宅着工は、長引く少子化による漸減傾向に加え、新型コロナウイルス感染症の拡大により大幅に減少し、売上高は前年度と比べ、846百万円の大幅な減収となりました。利益面では、売上高の減少に伴い、雇用調整助成金を活用し、生産量を減産し、製造

コストを下げ、販管費の圧縮に努めたものの、減益となりました。この結果、当セグメントの売上高は、3,399百万円(前年度4,245百万円、19.9%減)となりました。セグメント利益は前年度に比べ33百万円減少し、168百万円となりました。

(電気・輸送機器向)

電気・輸送機器向セグメントは、新型コロナウイルス感染症の影響により、2020年5月以降自動車メーカーをはじめ全業種において、操業停止や生産調整などにより売上高は半減近くまで減少しましたが、8月を底に自動車向けのバッテリー関連部品・モーター関連部品や軽量化目的のライセンス製品の需要が回復してまいりました。利益面では、建設・梱包向け同様、売上高の減少に伴い、雇用調整助成金を活用し、生産量を減産し、外注加工費等の製造コストを下げましたが、減益となりました。この結果、当セグメントの売上高は、1,002百万円(前年度1,193百万円、16.0%減)となり、セグメント利益は前年度に比べ4百万円減少し、38百万円となりました。

以上のような状況をうけまして、当連結会計年度の配当金につきましては、1株につき0.5円の期末配当金を実施いたしたいと存じます。

事業別売上高

区 分	前連結会計年度 自2019年4月1日 至2020年3月31日		当連結会計年度 自2020年4月1日 至2021年3月31日		前期比増減	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
建設・梱包向	千円 4,245,231	% 78.1	千円 3,399,037	% 77.2	千円 △846,193	% △19.9
電気・ 輸送機器向	1,193,592	21.9	1,002,294	22.8	△191,298	△16.0
合 計	5,438,824	100.0	4,401,331	100.0	△1,037,492	△19.1

(今後の見通し)

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症拡大は国内経済に大きな影響を与え、未だ収束の目途は立っていません。新型コロナワクチンの普及や景気対策により、緩やかに景気回復することが期待されるものの先行きは厳しい状況が続くものと思われます。建築・梱包向は、新型コロナウイルス感染症の影響は、新設住宅着工の減少という結果となり、特にハウスメーカーが手掛ける賃貸住宅や分譲一戸建て住宅の着工の回復は暫く時間が掛かるものと思われます。また、世界的に鋼材価格が急騰しており、特に中国からの輸入商品の値上がりは顕著であります。そのため、販売価格への転嫁による適正価格への是正は喫緊の課題であります。一方、電気・輸送機器向は、新型コロナウイルス感染症による世界的な生産調整から一転し、輸出需要が増加傾向にあります。半導体不足による懸念材料があるものの、今後も輸送機器関連を中心に需要は回復し増加していくものと考えられます。

以上により、次期(2022年3月期)の通期連結業績見通しにつきましては、売上高5,100百万円、営業利益90百万円、経常利益70百万円、親会社株主に帰属する当期純利益40百万円を見込んでおります。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、344,699千円であり、主なものは建設・梱包向における西棟建屋改修工事58,950千円及び新倉庫ラックフォークリフト6,300千円、電気・輸送機器向における第3工場建設工事185,250千円、ヘッダー機XP22,270千円及び天井走行クレーン9百万円等であります。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

建設・梱包向事業は、少子化、世帯数の減少並びに住宅の長寿命化等により、国内の新設住宅着工は減少傾向にあり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした未知の感染症の発症、想定外の自然災害が、住宅需要に影響を与える可能性があります。また、中国を中心とする安価な釘の輸入増により、国産指定品を除く、国内汎用品の価格競争力が低下し、収益を圧迫するリスクがある一方、2021年年初より、輸入商品価格が、生産国での鋼材価格や運賃等諸経費の値上がりや人件費等の増大により上昇しており、販売価格への転嫁の可否が収益に大きく影響する可能性があります。電気・輸送機器向事業は、特に弱電・OA機器については、最終需要家の生産拠点の海外へのシフト等に伴い、国内でのネジの事業分野は、自動車・産業機械向けが主流となっています。

当社グループとして、このような事業等のリスクに対応すべく、次の事項について積極的に挑戦し、業容の維持・拡大を図っていく所存であります。

①売上高・収益の拡大

1. 営業力強化により販路を拡大し、製販一体で、顧客ニーズに基づく新製品開発等の開発営業を展開し、売上高・収益の増大を図る。また、顧客満足度の向上を図るとともに、高付加価値製品を生産・販売する。
2. 製造コストや輸入商品価格の動向により、自社製品と輸入商品との生産、仕入、販売の最適バランス化を図る。
3. 特に電気・輸送機器向は、自動車のEV化、自動運転化に伴う特殊ネジの拡販を積極的に推し進め、グループの収益力のアップを図る。

②販売価格の適正化

1. 鋼材や輸入商品価格、運賃コスト等諸々のコスト上昇分を転嫁し、適正価格での販売を行う。
2. 小ロット、低採算品種を抽出し、速やかに価格是正を行う。

③コスト削減

1. 国内生産の無人化・省人化を推進し、生産性を高める。
2. OEM提携先との関係強化及び仕入ソースの拡大による仕入コストの削減を図る。
3. 物流を合理化・再構築することによる物流コストの低減を図る。
4. 販管費及び金利コストの低減を図る。
5. 生産品種の見直し、品種の統合を図る。

④新規設備投資の実施

売上高や収益の拡大が見込める分野、また、無人化、省人化、労働環境の改善により生産性向上を図る分野に計画的に投資を行う。

⑤新規事業への展開

既存事業とのシナジー効果の見込める分野への参入を検討し、事業の多角化と売上高・収益規模の拡大を図る。

⑥事業継続計画(BCP)の現実に沿った構築

世界的な異常気象や新型コロナウイルス感染症の拡大を想定した、事業継続計画書の見直しを行い、現実に応じた計画書の作成を行い、マニュアルに基づく教育を実施する。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目 \ 年 度	第77期 2017年度	第78期 2018年度	第79期 2019年度	第80期 2020年度 (当連結会計年度)
売 上 高	5,143,610	5,370,333	5,438,824	4,401,331
経 常 利 益	103,329	20,420	36,885	17,967
親会社株主に帰属する当期 純 損 益	83,298	45,023	△23,498	4,262
1 株 当 たり 当 期 純 損 益	7.08 円	3.83 円	△2.00 円	0.36 円
総 資 産	5,144,170	5,348,851	5,457,334	5,305,774
純 資 産	1,220,563	1,233,772	1,198,467	1,206,108

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しています。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第78期の期首から適用し、第77期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

項 目 \ 年 度	第77期 2017年度	第78期 2018年度	第79期 2019年度	第80期 2020年度 (当事業年度)
売 上 高	4,071,063	4,208,911	4,245,363	3,399,037
経 常 損 益	81,604	△21,356	△1,360	△20,170
当 期 純 損 益	70,799	8,029	△45,363	△16,969
1 株 当 たり 当 期 純 損 益	6.02 円	0.68 円	△3.85 円	△1.44 円
総 資 産	3,858,825	3,975,281	3,938,656	3,816,637
純 資 産	995,686	965,600	904,544	887,207

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しています。

2. 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第78期の期首から適用し、第77期の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(6) 主要な事業内容

当企業集団は、下記製品の製造、販売を主要な事業内容としております。

部 門	主 要 製 品
釘 事 業	丸釘、スクリュー釘、セメントコート釘、コンクリート釘、軸組・桝組工法用釘、カラーネイル、ステンレス釘、マガジンネイル、ラウンドネイル（樹脂連結、針金連結、シート連結）、ステンレスラウンドネイル（シート連結、針金連結）
ネ ジ 事 業	マガジンタップスクリューネジ、シート連結ネジ、ステンレスシート連結ネジ、精密機器用ネジ、自動車部品用ネジ、樹脂用ネジ
そ の 他	建築用資材、釘打機

(7) 主要な営業所及び工場

名 称	所 在 地
(当 社) 本 社 工 場	兵庫県尼崎市西高洲町9番地
本 社 事 務 所	兵庫県尼崎市開明町2-11神鋼建設ビル8F
東 京 営 業 所	千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブウエスト27F
名 古 屋 営 業 所	名古屋市西区域町122-1 アドバンスオフィス城102
福 岡 営 業 所	福岡市博多区東光寺町1-11-7
(株)ナテック) 本 社 事 務 所	埼玉県草加市高砂2-2-34
岩 手 工 場	岩手県奥州市江刺区岩谷堂松長根58-6

(8) 従業員の状況

① 企業集団の状況

従業員数 171名 (前連結会計年度末比4名減)

② 当社の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
96名	6名減	43.5歳	14.8年

(注) 従業員数には使用人兼務役員2名を除いています。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ナテック	96,000 ^{千円}	85 [%]	ネジ製造・販売

(注) 株式会社ナテックは連結子会社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高
	千円
株式会社日本政策金融公庫	685,680
株式会社三井住友銀行	616,708
株式会社みずほ銀行	577,243
株式会社商工組合中央金庫	467,540
株式会社京都銀行	140,665
株式会社岩手銀行	138,851
株式会社三菱UFJ銀行	82,110

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 12,317,000株（自己株式549,004株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 2,992名（前事業年度末比813名増）
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
伊 藤 忠 丸 紅 鉄 鋼 株 式 会 社	3,132,000	26.61
株 式 会 社 神 戸 製 鋼 所	2,588,000	21.99
村 上 栄	302,900	2.57
樽 谷 包 装 産 業 株 式 会 社	200,000	1.70
楽 天 証 券 株 式 会 社	160,400	1.36
日 本 製 線 株 式 会 社	140,200	1.19
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 株 式 会 社	135,000	1.15
株式会社S B I ネオトレード証券	128,000	1.09
林 勇 一 郎	125,000	1.06
NOMURA INTERNATIONAL PLC A/C JAPAN FLOW	111,814	0.95

（注）当社は自己株式549,004株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
また、持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	藪 内 茂 行	
取 締 役	石 野 栄 一	経営管理本部長
取 締 役	山 本 信 之	生産本部長
取 締 役	井ノ上 剛 志	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱執行役員自動車鋼材本部長
取 締 役	高 丸 明	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱執行役員大阪支社長
取 締 役	木 本 和 彦	㈱神戸製鋼所常務執行役員鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長、同営業全般の担当
(常勤) 監 査 役	濱 口 真 一	
監 査 役	塩 野 隆 史	弁護士・税理士、㈱LeTech社外監査役
監 査 役	中 川 泰 三	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱事業総括部部長代行
監 査 役	米 田 小百合	米田公認会計士事務所長、公認会計士・税理士、バンドー化学㈱社外取締役

(注) 1. 2020年6月26日開催の第79回定時株主総会において、次の取締役及び監査役が新たに選任され、同日付で就任いたしました。

- | | | |
|-----|-------------|-------|
| 取締役 | 2020年6月26日付 | 井ノ上剛志 |
| 取締役 | 2020年6月26日付 | 高丸 明 |
| 監査役 | 2020年6月26日付 | 中川泰三 |
| 監査役 | 2020年6月26日付 | 米田小百合 |
2. 和田喜夫氏及び鈴木 明氏は、2020年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
 3. 田中康博氏は、2020年6月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。また、高丸明氏は、2020年6月26日開催の第79回定時株主総会において監査役を退任し、取締役就任いたしました。
 4. 取締役のうち、井ノ上剛志氏、高丸 明氏及び木本和彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 5. 監査役の中川泰三氏、塩野隆史氏及び米田小百合氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 6. 監査役のうち、塩野隆史氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、上場会社の監査業務に携わることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。米田小百合氏は、公認会計士・税理士として会計・税務について高度な能力・見識を有し、上場会社の監査業務に携わることから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。また、両名は、東京証券取引所の定める独立役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

東京証券取引所の定める独立役員であり社外監査役である塩野隆史氏及び米田小百合氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の規定する額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の役員の報酬額は、株主総会で承認された報酬額の範囲内において、業績貢献度、経営状況、経済情勢等を考慮の上、決定しています。

1) 方針の決定方法

当社は、当社グループの持続的成長と企業価値向上を実現するために機能する報酬体系とすることを目的に、2021年1月19日開催の取締役会において、会社法第361条第7項の規定に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を決議しています。

2) 決定の内容の概要

月例報酬(基本報酬)

月例報酬は、取締役会で決定した「役員報酬表」に基づき、取締役と監査役に区分して、株主総会において定められた限度内の金額で、当社の業績・経済情勢等を勘案し、役位・職責に応じて決定しています。毎月27日(休日の場合は前日)に支給することとしています。

役員退職慰労金

取締役会にて決定した役員退職慰労金規定に基づき、役位及び在任年数に応じて、株主総会決議後10日以内に支給することとしています。

役員賞与(業績連動報酬)

業績連動賞与は、報酬の客観性及び透明性を高めるため、当該連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益(役員賞与引当金計上前)が50,000千円以上であること、当該連結会計年度に属する配当が、1株当たり1円以上であることとし、各役員の報酬年額の20%を限度としています。尚、各取締役への配分は役位別に予め定められた配分係数を乗じて設定しています。業績指標を親会社株主に帰属する当期純利益とした選定理由は、短期的な企業の収益性や企業価値を表す重要な指標であることから、株主の皆さまの利益最大化に責任を持つ取締役としての報酬を決定する指標としてふさわしいものと考えています。最終的には、取締役会の承認により決定し、定時株主総会の翌営業日に支給することとしています。尚、2020年3月期及び2021年3月期に対する、役員賞与は、支給するための業績指標に満たなかったため支給していません。

3) 決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて構築された役員報酬制度は、取締役会として、決定方針に沿うものであり妥当であると判断しています。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬に関しては、2007年6月28日の定時株主総会において役員賞与・役員退職慰労引当金繰入額も含めて、取締役については年総額120,000千円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議されています。尚、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名です。監査役については年総額30,000千円以内と決議されています。尚、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

1) 委任を受けた者の氏名

取締役の具体的な報酬等の額につきましては、株主総会にて決議された金額の範囲内で取締役会の一任を受けた代表取締役社長 藪内茂行が決定しています。

2) 権限を委任した理由

当社の業績を勘案し、各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していることによります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が個人別の報酬の額を決定するのに際しては、株主総会決議に従うことを前提に、報酬水準の妥当性及び業績評価の透明性を十分配慮した上で決定することとしています。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬	役員退職 慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	39,535 (—)	30,648 (—)	— (—)	8,887 (—)	4 (—)
監査役 (うち社外監査役)	13,477 (3,150)	12,330 (3,150)	— (—)	1,147 (—)	3 (2)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務役員の使用人分給与は含まれていません。
2. 上記支給額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額10,035千円(取締役8,887千円、監査役1,147千円)が含まれております。また、2020年6月26日開催の定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金として、取締役1名に対し10,975千円を支払っております。
3. 上記監査役のうち3名の監査役は社外監査役であります。他の会社役員等との兼務者である社外取締役2名、社外監査役1名については報酬は支給していません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	兼 職 内 容	関 係 内 容
取締役	井ノ上剛志	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱	執行役員 自動車鋼材本部長	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱は当社の株式を26.61%所有する関係会社であり、主原材料である線材及び輸入商品を仕入れております。
取締役	高丸 明	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱	執行役員 大阪支社長	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱は当社の株式を26.61%所有する関係会社であり、主原材料である線材及び輸入商品を仕入れております。
取締役	木本 和彦	㈱神戸製鋼所	執行役員 鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長、同営業全般の担当	㈱神戸製鋼所は当社の株式を21.99% 所有する関係会社であり、主原料である線材の供給を受けております。
監査役	塩野 隆史	㈱LeTech	社外監査役	当社は兼職先とは特別な関係はありません。
監査役	中川 泰三	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱	事業総括部部长代行	伊藤忠丸紅鉄鋼㈱は当社の株式を26.61%所有する関係会社であり、主原材料である線材及び輸入商品を仕入れております。
監査役	米田小百合	バンドー化学㈱	社外取締役	当社は兼職先とは特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	井ノ上 剛志	取締役就任後に開催された取締役会6回全てに出席し、期待される役割に基づき、主として販売面及び原材料問題等に対する助言等議案審議に必要な発言助言を適宜行っております。
社外取締役	高丸 明	取締役就任前の監査役在任中に開催された取締役会3回及び監査役会3回全てに出席し、取締役就任後に開催された取締役会6回全てに出席し、期待される役割に基づき、他社での経営管理全般に携わった経験を活かして、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	木本 和彦	当期に開催された取締役会9回のうち7回に出席し、期待される役割に基づき、主として販売面及び原材料問題等に対する助言等議案審議に必要な発言助言を適宜行っております。
社外監査役	塩野 隆史	当期に開催された取締役会9回及び当期に開催された監査役会8回全てに出席し、弁護士並びに独立役員の立場から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	中川 泰三	監査役就任後に開催された取締役会6回及び監査役会4回全てに出席し、他社での経営管理全般に携わった経験を活かし、議案審議に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	米田小百合	監査役就任後に開催された取締役会6回及び監査役会4回全てに出席し、公認会計士・税理士並びに独立役員の立場から、議案審議に必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

ネクサス監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬額
①公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額	16,500千円
②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人が過去2年間に業務の停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項

該当事項はありません。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、上記の場合の他、会計監査人の職務遂行の状況、監査の品質等を総合的に勘案し、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

当社定款に定めはありますが、契約は締結しておりません。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、業務の適正性を確保するための体制の整備を行うための基本方針を定めています。

・取締役会の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社及び子会社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「企業行動基準」を定め、全取締役及び従業員に周知徹底する。
- 2) 体制を機能させるため、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、管理部門担当の取締役をコンプライアンス・リスク管理担当取締役として選任し、年2回以上コンプライアンス・リスク管理委員会を開催する。各担当取締役は各業務のコンプライアンス・リスクを分析し、対策を具現化する。
- 3) 監査室は内部監査規程に基づき内部統制監査を実施し、コンプライアンスの徹底を図るとともに、財務報告に係る内部統制を整備、運用し、それを評価する体制を構築する。

② 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 当社及び子会社は「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、必要に応じて当該文書を閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 当社及び子会社は、リスク管理に係る基本的事項を定めたリスク管理規程を制定し、組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応を図る。
- 2) コンプライアンス・リスク管理委員会において、リスク領域毎のリスクを洗い出し、予防的な対策を具体化するなど総合的な管理体制をとる。

④ 取締役の職務の遂行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 当社は、取締役が営業本部、生産本部、経営管理本部の責任者として業務遂行しており、経営方針の周知徹底と同時に事業計画の遂行を効率的に行える体制をとっている。また、定例の取締役会を原則として年6回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督を行うほか、原則、毎週1回常勤役員による役員連絡会議を開催し、経営課題の解決を迅速に図っている。

- ⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 当社は、子会社のコンプライアンス体制やその他の業務の適正を確保するための内部統制システムを整備し、財務報告の信頼性を確保するために、指導及び支援を行う。
 - 2) 子会社の事業運営については、子会社の独立性を確保しつつ、当社の取締役(2021年3月31日現在、子会社の取締役を1名、監査役を1名が兼務)は、子会社の開催する取締役会に出席し、決算の把握、重要事項の審議等を行い、子会社の業務執行を監督する。
 - 3) グループ監査の一環として、会計監査人による監査を実施されています。
 - 4) 当社の監査役は、子会社の決算期末並びに第2四半期末の決算監査を実施する。
 - 5) 当社及び子会社との間で不適切な取引又は会計処理がなされぬよう子会社との情報交換を行う。
- ⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
- 1) 監査役の職務を補助すべき従業員を置くことを監査役から求められた場合、主に監査室所属の従業員(以下、監査室員とする)が対応する。
 - 2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けない。
 - 3) 取締役は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室員が監査役の命令事項を実施するために必要な環境の整備を行う。
- ⑦ 監査役会の職務を補助すべき使用人の取締役会からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 1) 当社は、監査室に監査役会を補助する監査室員を置き、当該従業員の人事等については、人事担当取締役と監査役会で意見交換を行う。
 - 2) 監査室員の任命・異動については、監査役会の同意を得て実施し、監査室員は、職務の兼務を妨げられないが、監査役会は、兼任職務内容の変更を請求することができる。
- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制及び報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、遅滞なく監査役に報告を行う。

- 2) 取締役及び従業員、並びに子会社の取締役、監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令・定款に違反する事実、当社及び子会社等の会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合には、当該事実に関する事項を遅滞なく監査役に報告を行う。
 - 3) 当社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び従業員に周知徹底する。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役は、会計監査人、監査室、子会社の監査役、また、必要に応じて顧問弁護士と情報交換に努めるとともに、連携して当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
 - 2) 監査役会は、代表取締役との定期的な意見交換会を開催するとともに、必要に応じて、会計監査人、取締役、監査室等の従業員その他の者に対して報告を求めることができる。
 - 3) 当社は、監査役がその職務を執行する上で必要な費用を請求したときは、当該費用が職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用を処理する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役の職務の執行について

当社は、取締役会・監査役会を基本機構とし、取締役会は迅速かつ的確な経営判断を行い、経営課題や重要事項を決定するため原則として年6回開催しています。取締役会には監査役が常時出席し、取締役の業務執行状況を監督しています。

また、代表取締役社長は常勤取締役をメンバーとする役員連絡会を毎週1回開催しています。その他、代表取締役社長は、常勤取締役及び課長以上の管理職をメンバーとする幹部会を開催し、業務執行の円滑化及びリスク管理強化を行っています。連絡会及び幹部会には常勤監査役も出席しています。

② リスク管理体制について

当社は、取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため「企業行動基準」を定め、全取締役及び従業員に周知徹底させています。また、組織横断的なリスク状況の掌握・監視並びにその対応は経営管理部門が行い、各部門所管業務に付随するリスクの管理はその担当部門が行うこととなっています。この体制を機能させるため、代表取締役社長を委

員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を年2回開催し、各部門の担当取締役はリスクの洗い出しを行い、予防的な対策を具体化する等の総合的管理体制を取っています。

③ 内部監査の実施について

当社は、代表取締役社長直轄の監査室(室長1名、室員2名)を設置し、監査役並びに会計監査人との連携を取りながら、当社において内部統制が有効に機能しているかを監視しています。定期又は臨時的監査を実施し、各種法令の遵守、リスク回避体制の確認、指導を重点項目として監査を行っています。

④ 監査役の職務の執行について

当社は監査役会を設置しています。公平な監査が行われるように、当社の監査役会は、常勤監査役1名と社外監査役3名で構成され、取締役会の影響を受けない独立した経営監査を実施しています。常勤監査役は常時社内の業務執行の状況を監査しています。監査役は、取締役会及び重要な会議に出席する他、業務、財産の状況の調査等を通じ、取締役の職務遂行について監査を行っています。また会計監査人と相互に連携を取り、監査計画及び監査状況等の報告を受ける等、適宜に必要な情報交換、意見交換を行っています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

しかしながら、大量株式取得行為のうち、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する濫用的買収者が出現した場合については適切な対応が必要と考えており、今後の法制度の整備や社会的な動向も見極めつつ、今後も慎重に検討を行ってまいります。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要施策のひとつと位置づけており、企業価値向上に努め、財務体質の強化に取り組んでおります。内部留保につきましては、製品開発、競争力向上、収益向上を図るため、有効投資に備える所存であります。従いまして、株主の皆様に対する配当金につきましては、財政状況、利益水準及び配当性向等を総合的に勘案し、決定しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021 年 3 月 31 日 現 在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,201,792	流 動 負 債	2,679,893
現金及び預金	636,121	支払手形及び買掛金	537,413
受取手形及び売掛金	1,172,993	電子記録債務	203,722
電子記録債権	160,079	短期借入金	1,717,435
商品及び製品	717,348	未払金	46,101
仕掛品	230,748	未払法人税等	7,750
原材料及び貯蔵品	236,579	未払費用	44,257
前払費用	12,280	賞与引当金	22,345
未収入金	35,433	その他	100,868
その他	209	固 定 負 債	1,419,773
固 定 資 産	2,103,982	長期借入金	1,179,707
有形固定資産	1,928,981	繰延税金負債	6,791
建物及び構築物	653,239	役員退職慰労引当金	43,320
機械装置及び運搬具	502,753	退職給付に係る負債	186,402
土地	733,542	資産除去債務	3,553
その他	39,446	負 債 合 計	4,099,666
無形固定資産	25,866	(純資産の部)	
ソフトウェア	25,866	株 主 資 本	1,143,439
その他	0	資 本 金	615,216
投資その他の資産	149,134	資 本 剰 余 金	40,181
投資有価証券	38,798	利 益 剰 余 金	537,109
繰延税金資産	7,645	自 己 株 式	△49,068
その他	114,546	その他の包括利益累計額	14,816
貸倒引当金	△11,856	その他有価証券評価差額金	14,816
		非支配株主持分	47,853
資 産 合 計	5,305,774	純 資 産 合 計	1,206,108
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,305,774

連 結 損 益 計 算 書

(2020 年 4 月 1 日 から
2021 年 3 月 31 日 まで)

科 目	金 額
売 上 高	千円 4,401,331
売 上 原 価	3,641,193
売 上 総 利 益	760,138
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	729,963
営 業 利 益	30,174
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,104
雇 用 調 整 助 成 金	78,163
そ の 他	13,117
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	17,101
売 上 割 引	1,160
休 業 手 当	70,101
そ の 他	16,228
経 常 利 益	17,967
特 別 利 益	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,484
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,776
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	22,675
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11,533
法 人 税 等 調 整 額	3,132
当 期 純 利 益	8,009
非支配株主に帰属する当期純利益	3,746
親会社株主に帰属する当期純利益	4,262

貸 借 対 照 表

(2021 年 3 月 31 日 現 在)

科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,461,107	流 動 負 債	2,156,781
現 金 及 び 預 金	487,737	支 払 手 形	27,744
受 取 手 形	250,738	電 子 記 録 債 務	74,973
電 子 記 録 債 権	102,535	買 掛 金	449,742
売 掛 金	573,392	短 期 借 入 金	1,431,765
商 品 及 び 製 品	630,053	未 払 金	29,255
仕 掛 品	129,683	未 払 法 人 税 等	3,918
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	202,743	未 払 事 業 所 税 用	13,000
関 係 会 社 短 期 貸 付 金	50,000	未 払 費 用	26,953
そ の 他	34,220	預 り	2,456
固 定 資 産	1,355,530	賞 与 引 当 金	19,584
有 形 固 定 資 産	1,188,662	そ の 他	77,388
建 物	1,344,459		
減 価 償 却 累 計 額	△1,028,234	固 定 負 債	772,648
建 物 (純 額)	316,225	長 期 借 入 金	576,768
構 築 物	198,400	退 職 給 付 引 当 金	160,491
減 価 償 却 累 計 額	△169,312	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	32,085
構 築 物 (純 額)	29,088	資 産 除 去 債 務	3,303
機 械 及 び 装 置	2,559,556		
減 価 償 却 累 計 額	△2,263,047	負 債 合 計	2,929,430
機 械 及 び 装 置 (純 額)	296,508	(純 資 産 の 部)	
車 両 運 搬 具	68,981	株 主 資 本	
減 価 償 却 累 計 額	△60,419	資 本 金	615,216
車 両 運 搬 具 (純 額)	8,561	資 本 剰 余 金	
工 具、器 具 及 び 備 品	120,814	資 本 準 備 金	40,181
減 価 償 却 累 計 額	△110,631	資 本 剰 余 金 合 計	40,181
工 具、器 具 及 び 備 品 (純 額)	10,182	利 益 剰 余 金	
土 地	528,095	利 益 準 備 金	146,000
無 形 固 定 資 産	19,234	そ の 他 利 益 剰 余 金	120,061
ソ フ ト ウ ェ ア	19,234	繰 越 利 益 剰 余 金	120,061
投 資 そ の 他 の 資 産	147,633	利 益 剰 余 金 合 計	266,061
投 資 有 価 証 券	226	自 己 株 式	△49,068
関 係 会 社 株 式	38,721	株 主 資 本 合 計	872,391
長 期 貸 付 金	550	評 価 ・ 換 算 差 額 等	
長 期 前 払 費 用	4,101	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	14,816
保 険 積 立 金	82,112	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	14,816
繰 延 税 の 資 産	7,645		
繰 延 税 の 他	26,132	純 資 産 合 計	887,207
貸 倒 引 当 金	△11,856	負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,816,637
資 産 合 計	3,816,637		

損 益 計 算 書

(2020 年 4 月 1 日 から)
(2021 年 3 月 31 日 まで)

科 目	金 額
高 上 売 上 原 価	千円 千円
高 上 売 上 原 価	3,399,037
総 利 益	2,809,046
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	589,990
営 業 損 失	598,150
営 業 外 収 益	8,160
受 取 利 息	581
受 取 配 当 金	1,098
雇 用 調 整 助 成 金	54,157
そ の 他	6,713
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	11,657
売 上 割 引	1,160
休 業 手 当	46,182
そ の 他	15,559
経 常 損 失	
特 別 利 益	20,170
投 資 有 価 証 券 売 却 益	6,484
特 別 損 失	
固 定 資 産 除 却 損	1,500
税 引 前 当 期 純 損 失	15,186
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,800
法 人 税 等 調 整 額	△17
当 期 純 損 失	16,969

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

アマテイ株式会社

取締役会御中

ネクサス監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 藤井 栄喜 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 橋爪 健治 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 長野 秀則 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アマテイ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アマテイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2021年5月7日

アマテイ株式会社

取締役会御中

ネクサス監査法人

大阪府大阪市

代表社員 公認会計士 藤井 栄喜 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 橋爪 健治 ㊞
業務執行社員

代表社員 公認会計士 長野 秀則 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アマテイ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えるとは合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査項目、各監査役の業務の分担を定め、取締役会等の意思決定並びにその執行状況の監査等を重点監査項目として、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査項目、各監査役の業務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会、役員連絡会、幹部会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び監査室及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、コンプライアンス・リスク管理委員会及びその他重要な会議に出席し、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人ネクサス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

アマテイ株式会社 監査役会

常勤監査役 濱 口 真 一 ⑩

社外監査役 塩 野 隆 史 ⑩

社外監査役 中 川 泰 三 ⑩

社外監査役 米 田 小百合 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開のための内部留保などを総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

①配当財産の種類

金銭といたします。

②配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき0.5円 総額 5,883,998円

③剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

①当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削減等の変更を行うものであります。

②単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第9条を新設するものであります。

③取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、当社と業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、変更案第31条第2項を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

④その他、中間配当規定の新設、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります（下線部は変更箇所）。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力を生じるものといたします。

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 （条文省略）	第1条 （現行どおり）
（目 的）	（目 的）
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～12. （条文省略）	1. ～12. （現行どおり）
13. 土木建築材料・建築金物の強度、耐久性、安全性等の調査、研究及び品質検査並びに品質向上技術の開発	13. 土木建築材料・建築金物の強度、耐久性、安全性等の調査、研究および品質検査ならびに品質向上技術の開発
14. 梱包木枠、パレット、梱包材料の強度、耐久性、安全性等の調査、研究及び品質検査並びに品質向上技術の開発	14. 梱包木枠、パレット、梱包材料の強度、耐久性、安全性等の調査、研究および品質検査ならびに品質向上技術の開発
15. 前各号に付帯又は関連する一切の業務	15. 前各号に付帯または関連する一切の業務

現行定款	変更案
第3条 (条文省略) (新 設) 第4条 (条文省略) 第2章 株 式 第5条 (条文省略) (自己の株式の取得) 第6条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって<u>同条第1項に定める</u>市場取引等により自己の株式を取得することができる。 第7条 (条文省略) (新 設)	第3条 (現行どおり) (機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. 監査等委員会 3. 会計監査人 第5条 (現行どおり) 第2章 株 式 第6条 (現行どおり) (自己の株式の取得) 第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。 第8条 (現行どおり) (单元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

現行定款	変更案
(基準日) 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 ② 前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。 第9条～第10条 (条文省略) 第3章 株 主 総 会 第11条 (条文省略) (新 設) 第12条 (条文省略) (株主総会参考書類等のインターネット開示) 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することができる。	(削 除) 第10条～第11条 (現行どおり) 第3章 株 主 総 会 第12条 (現行どおり) (定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。 第14条 (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

現行定款	変更案
(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> 第15条 (条文省略) (議事録) 第16条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第17条 当会社の取締役は、<u>9名以内とする。</u> (新設) (選任方法) 第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② (条文省略) ③ (条文省略) 第19条 (条文省略)	(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数</u>をもって行う。 ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。 第17条 (現行どおり) (議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u> 第4章 取締役および取締役会 (員数) 第19条 当会社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、<u>6名以内とする。</u> ② 当会社の監査等委員である取締役は、<u>5名以内とする。</u> (選任方法) 第20条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。 ② (現行どおり) ③ (現行どおり) 第21条 (現行どおり)

現行定款	変更案
(任 期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (新 設) (新 設) (取締役会の設置) 第21条 当会社は、取締役会を置く。 (代表取締役および役付取締役) 第22条 <u>代表取締役は、</u>取締役会の決議によって選定する。 ② 取締役会の決議によって、<u>取締役会長、</u>社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第23条 (条文省略) ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。	(任 期) 第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (削 除) (代表取締役および役付取締役) 第23条 取締役会は、その決議によって<u>代表取締役を選定する。</u> ② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役</u>社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者および議長) 第24条 (現行どおり) ② 取締役社長に<u>欠員または事故</u>あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。 (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
(新 設) (取締役の決議方法等) 第25条 (条文省略) ② 当会社は、<u>取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意志表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りでない。</u> (取締役会の議事録) 第26条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 ② (条文省略) (取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。 (報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u> 第26条 取締役会は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u> (取締役会の決議方法等) 第27条 (現行どおり) ② 当会社は、<u>会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u> (取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 ② (現行どおり) (取締役会規定) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。 (報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u>

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u> (新 設)	(取締役の責任免除) 第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会	(削 除)
(監査役および監査役会の設置) 第30条 当社は、監査役および監査役会を置く。	(削 除)
(員数) 第31条 当社の監査役は4名以内とする。	(削 除)
(選任方法) 第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(任期) 第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削 除)

現行定款	変更案
<u>(常勤の監査役)</u> 第34条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	(削 除)
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで、監査役会を開催することができる。	(削 除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削 除)
<u>(監査役会の議事録)</u> 第37条 監査役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。	(削 除)
<u>(監査役会規程)</u> 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規定による。	(削 除)
<u>(報酬等)</u> 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(削 除)

現行定款	変更案
<u>(監査役の責任免除)</u> 第40条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の規定する額とする。	(削 除)
(新 設)	第5章 監査等委員会
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集通知)</u>
	第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。
(新 設)	<u>(監査等委員会規定)</u>
	第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u>
	第34条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
(新 設)	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	第35条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

現行定款 (新 設)	変更案
第6章 会 計 監 査 人 (会計監査人の設置) 第41条 当会社は、会計監査人を置く。 第42条～第43条 (条文省略) (報酬等) 第44条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除) 第45条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 第7章 計 算 第46条 (条文省略) (剰余金の配当) 第47条 剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。 (新 設)	(監査等委員会の議事録) 第36条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。 第6章 会 計 監 査 人 (削 除) 第37条～第38条 (現行どおり) (報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。 (会計監査人の責任免除) 第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。<u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第7章 計 算 第41条 (現行どおり) (剰余金の配当の基準日) 第42条 当会社の<u>期末配当の基準日</u>は、毎年3月31日とする。 ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

現行定款	変更案
(新 設)	(中間配当)
第48条 (条文省略)	<u>第43条</u> 当社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。
(新 設)	第44条 (現行どおり)
(新 設)	附 則
	<u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u>
	<u>第1条</u> 当社は、第80回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であつた者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、取締役全員（6名）は定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）5名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1 ※	さとう りょう 佐藤 亮 (1961年5月3日)	1985年4月 丸紅株式会社 入社 1998年11月 丸紅米国会社 2001年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 転籍 2002年1月 伊藤忠丸紅鉄鋼米州統括会社 ヒューストン支店長 2008年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 電磁鋼板部長代行 2009年4月 嘉興紅忠精工有限公司 董事（兼）総経理 2010年5月 嘉興紅忠鋼板加工有限公司 董事（兼）総経理 2015年4月 紅忠コイルセンター関東株式会社 出向 代表取締役社長 2018年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 薄板部長 2020年6月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 名古屋支社長 【取締役候補者とした理由】 佐藤亮氏は、その他の関係会社である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の鋼板、薄板部門の部長代行、部長職や、その事業会社における海外勤務経験、代表取締役経験を有しております。鉄鋼業界や経営に関する広い見識を活かし、当社の経営を牽引していくものと見込まれることから、取締役候補者となりました。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	やま もと のぶ ゆき 山 本 信 之 (1958年10月6日)	1982年4月 株式会社神戸製鋼所 入社 2000年10月 同社 鉄鋼事業本部線材条鋼商品技術部 主任部員 2010年7月 株式会社セントラルヨシダ 出向 伸線技術部長 2013年4月 同社 執行役員伸線技術部長 2019年1月 当社 顧問 2019年6月 当社 取締役生産本部長（現任） 【取締役候補者とした理由】 山本信之氏は、その他の関係会社である株式会社神戸製鋼所などの生産部門で工場管理や生産技術・品質管理の経験を有しており、当社においても生産性や品質の向上などに携わってきました。今後も更なる貢献が見込まれることから、引き続き取締役候補者いたしました。	3,589株
3 ※	かわ かみ たけ し 川 上 剛 司 (1969年8月19日)	2004年3月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 入社 2008年4月 同社 経理部営業会計第一チーム長代行 2009年5月 伊藤忠丸紅テクノスチール株式会社 出向 2011年5月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 経理部営業会計第一チーム長代行 2013年4月 同社 経理部営業経理第一チーム長代行 2013年10月 P.T.United Steel Center Indonesia 出向 2016年8月 P.T.United Steel Center Indonesia 出向 取締役 2018年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 経理部営業経理第一チーム長（現任） 2021年5月 当社 経営管理本部付（現任） 【取締役候補者とした理由】 川上剛司氏は、その他の関係会社である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社の経理部において営業経理、営業会計の経験を有し、海外事業会社での取締役を含めた経営管理経験も有しております。当社の経営管理全般において貢献が見込まれることから、取締役候補者いたしました。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4	井ノ上 剛 志 (1965年9月27日)	1988年4月 丸紅株式会社 入社 2004年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 転籍 2014年4月 広州紅忠汽車鋼材部件有限公司 出向 董事(兼) 総経理 2018年4月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 自動車 鋼材第二部長 2019年4月 同社 自動車鋼材本部 本部長代 行(兼) 自動車鋼材第二部長 2020年4月 同社 執行役員 自動車鋼材本部 長(現任) 2020年6月 当社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 執行役員 自動車鋼材 本部長 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役 割等】 井ノ上剛志氏は、その他の関係会社である伊藤 忠丸紅鉄鋼株式会社の執行役員であり、企業に おける豊富な実務経験及び鉄鋼分野における幅 広い見識と、当社における社外取締役としての 実績を有していることから、社外取締役として の職務を適切に遂行されるものと判断し、社外 取締役候補者といたしました。選任後は当社の 社外取締役としての経験と、鉄鋼分野における 幅広い見識を活かし、当社経営への助言や業務 執行に対する監督により、企業価値向上を果た されることを期待します。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
5	き もと かず ひこ 木 本 和 彦 (1965年9月15日)	1988年4月 株式会社神戸製鋼所 入社 2016年4月 同社 鉄鋼事業部門営業総括部長 2018年4月 同社 執行役員 鉄鋼事業部門企画管理部、原料部、資材部の担当 2019年4月 同社 執行役員 鉄鋼事業部門企画管理部、線材条鋼営業部、厚板営業部の担当、同線材条鋼分野海外拠点の担当 2019年6月 当社 社外取締役（現任） 2020年4月 株式会社神戸製鋼所 常務執行役員 鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長、同営業全般の担当 2021年4月 株式会社神戸製鋼所 執行役員 鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長、同営業全般の担当（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社神戸製鋼所 執行役員 鉄鋼アルミ事業部門線材条鋼ユニット長、厚板ユニット長、同営業全般の担当 【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 木本和彦氏は、その他の関係会社である株式会社神戸製鋼所の執行役員であり、企業における豊富な実務経験及び鉄鋼メーカーで培われた幅広い見識、当社における社外取締役としての実績を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行されるものと判断し、社外取締役候補者としていたしました。選任後は当社の社外取締役としての経験と、鉄鋼分野における幅広い見識を活かし、当社経営への助言や業務執行に対する監督により、企業価値向上を果たされることを期待します。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の取締役候補者であります。
3. 井ノ上剛志氏及び木本和彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、両氏は会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者の業務執行者であります。
4. 井ノ上剛志氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって1年であります。また、木本和彦氏は、現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。
5. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社取締役候補者の所有する株式の数には、アマテイ役員持株会における本人の持分を含めております。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
1 ※	木 村 光 弘 (1959年5月6日)	1982年4月 丸紅株式会社 入社 2007年4月 株式会社ヴェクタント 取締役 管理本部長 2008年4月 丸紅株式会社 金融・物流・情 報・新機能総括部 2008年10月 同社 金融・物流・情報・新機能 総括部 副部長 2011年6月 丸紅OKIネットソリューション ズ株式会社 取締役 管理本部長 2016年4月 丸紅ロジスティクス株式会社 常務取締役 管理本部長 2019年4月 同社 常勤監査役 【監査等委員である取締役候補者とした理由】 木村光弘氏は、これまで事業会社の取締役管理 本部長を担当するなど、経営に幅広く携わり、 特に財務・会計分野には高い知見を有しており ます。また、事業会社での常勤監査役の経験も 有しております。監査等委員としての職務を適 切に遂行されるものと判断し、監査等委員であ る取締役候補者となりました。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2 ※	しお の たか し 塩 野 隆 史 (1961年11月19日)	1988年4月 大阪弁護士会登録 1995年4月 塩野隆史法律事務所（現：塩野山下法律事務所）開設 同所長 1998年1月 近畿税理士会登録 2003年4月 吹田市固定資産評価審査委員会委員（その後、委員長） 2005年4月 大阪大学大学院高等司法研究科客員教授（現任） 2011年4月 吹田市公平委員会委員（現委員長） 2011年6月 当社 社外監査役（現任） 2013年3月 京都大学博士（法学） 2014年9月 大阪狭山市開発事業等紛争調停委員会委員（現任） 2015年10月 豊中市情報公開・個人情報審査会委員（現任） 2015年10月 株式会社リーガル不動産（現：株式会社L e T e c h） 社外監査役（現任） 2016年4月 甲南大学法科大学院兼任教授（重要な兼職の状況） 弁護士・税理士 株式会社L e T e c h 社外監査役 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 塩野隆史氏は、相当数の株式会社の法律顧問として、法律面から会社経営に関与してきたほか、弁護士として法令についての高度な能力・識見と当社及び他社の社外監査役としての実績を有しており、監査等委員としての職務を適切に遂行されるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能の強化のために尽力いただくことを期待します。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
3 ※	ふる さわ もとい 古 澤 元 (1965年8月14日)	1989年4月 丸紅株式会社 入社 1996年4月 丸紅米国会社 2004年10月 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 転籍 2006年4月 同社 特殊鋼ステンレス部特殊鋼線材課 課長 2008年10月 同社 ハノイ事務所長 兼 ホーチミン事務所長 2011年4月 同社 大阪特殊鋼ステンレス部線材・ステンレス課 課長 2015年4月 同社 大阪支社総括室 室長 兼 ステンレス部大阪ステンレス課 課長 2016年4月 同社 鋼材第三本部総括室 室長 2021年4月 同社 事業総括部 部長代行 兼 第二チーム長 (現任) (重要な兼職の状況) 伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社 事業総括部 部長代行 兼 第二チーム長 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 古澤元氏は、その他の関係会社である伊藤忠丸紅鉄鋼株式会社において、鉄鋼業界に広く携わり、幅広い知見を有しております。監査等委員としての職務を適切に遂行されるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者としたしました。選任後は鉄鋼業界での豊富な経験を活かし、当社の経営方針への監視・助言と、経営執行の監査・監督のために尽力いただくことを期待します。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
4 ※	よね だ さ ゆ り 米 田 小 百 合 (1967年1月31日)	1990年9月 中央新光監査法人大阪事務所 入所 1994年4月 公認会計士登録 1997年4月 税理士登録 米田公認会計士事務所 開設（現在に至る） 1998年8月 神陽監査法人 入所 2000年7月 神陽監査法人 パートナー 2019年6月 神陽監査法人 退所 2020年6月 バンドー化学株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任） 2020年6月 当社 社外監査役（現任） （重要な兼職の状況） 米田公認会計士事務所所長 公認会計士・税理士 バンドー化学株式会社 社外取締役（監査等委員） 【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等】 米田小百合氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士として財務・会計・税務についての高度な能力・識見と当社の社外監査役としての実績を有しており、また上場会社の監査業務の豊富な経験も有していることから、監査等委員としての職務を適切に遂行されるものと判断し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。選任後は公認会計士・税理士としての専門的な知見を活かし、主に財務・会計・税務の観点から経営全般の監督機能の強化のために尽力いただくことを期待します。	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
3. 塩野隆史氏、古澤元氏及び米田小百合氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、当社は塩野隆史氏及び米田小百合氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合には、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
4. 古澤元氏は、会社法施行規則第2条第3項第19号に定める特定関係事業者の業務執行者であります。
5. 当社は塩野隆史氏及び米田小百合氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、法令の規定する額を限度として、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び両氏の選任が承認された場合には、当社は両氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因して生じた当該損害は填補されない等の免責事由があります。なお、保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。また、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2007年6月28日開催の第66回定時株主総会において役員賞与・役員退職慰労引当金繰入額も含めて年総額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額及び昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、役員賞与・役員退職慰労引当金繰入額も含めて年総額120,000千円以内と定めること、及び各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人としての給与は含まないものとしたしく存じます。

当社の取締役の報酬は、業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等により構成されております。その算定方法は、株主総会で決議いただいた報酬枠の枠内で、「役員報酬表」に基づき、当社の業績・経済情勢等を勘案し、役位・職責に応じて決定することを方針としております。本議案の内容は当該方針に沿うものであり、相当であると考えております。

現在の取締役は6名であり、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を、役員賞与・役員退職慰労引当金繰入額も含めて年総額30,000千円以内と定めること、及び各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとさせていただきたいと存じます。

上記報酬額は、監査等委員である取締役の職責等を考慮して設定しており、本議案の内容は、相当であると考えております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は4名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

第7号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される藪内茂行氏、石野栄一氏及び、本総会終結の時をもって第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として監査等委員会設置会社へ移行することにより監査役を退任される濱口真一氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の「役員報酬表」の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法などは、退任取締役については取締役会に、退任監査役については第4号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」の承認可決を条件として監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきまして、退任取締役に関しては当社の業績及び企業価値の向上に向けて、退任監査役に関しては当社経営に対する適切な監視と監査活動に尽力したため贈呈するものであり、その金額は当社「役員報酬表」に基づき、役位、在任年数等に応じた役員退職慰労金算定基準により算定するものであります。

以上により、本議案の内容は、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
やぶ うち しげ ゆき 藪 内 茂 行	2012年6月 当社取締役 2017年6月 当社代表取締役社長 現在に至る
いし の えい いち 石 野 栄 一	2014年6月 当社取締役 現在に至る
はま ぐち しん いち 濱 口 真 一	2018年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

第80回定時株主総会会場

開催場所 兵庫県尼崎市西高洲町9番地 当会社1階会議室

電話 (06) 6411-1235

最寄駅 阪神電鉄 出屋敷駅下車南へ 徒歩約10分

